

## 令和7年第4回西東京市議会定例会予定案件一覧表

## 1 議案

正子算(第8号) 規定による。 建築基準法施行令の改正に 企 画 部 (まちづくり部 る。	1 5	<b>義</b> 条		
正子算 (第8号) 規定による。 企 画 部		案件名	内容、根拠法令等	部
正子享 (第8号) 規定による。 西東京市手数料条例の一部を改 建築基準法施行令の改正に作い、規定を整備する必要がある。 西東京市印鑑条例の一部を改正 電気通信事業法の改正に伴い、規定 を整備する必要がある。  4 西東京市後期高齢者医療に関する条例 地方税法の改正に伴い、規定 支整備する必要がある。 西東京市市税条例の一部を改正 する条例 地方税法の改正に伴い、規定 支整備する必要がある。 四東京市市税条例の一部を改正 する条例 地方税法の改正に伴い、規定 支整備する必要がある。 「関する基準を定める条例の一部を改正する条例 西東京市家庭的保育事業の選信に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 西東京市和児等通園支援事業の 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 西東京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 西東京市が課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 地方税法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。 子ども若者部 定を整備する必要がある。 子ども若者部 原東京市が課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 地方自治法第244条の2第3 東伏見コミュニティセンターの指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。 西東京市立公園の使用料の みどり環境部	1	令和7年度西東京市一般会計補	地方自治法第218条第1項の	企 画 部
正する条例 伴い、規定を整備する必要がある。 画 新京市印鑑条例の一部を改正 電気通信事業法の改正に伴い、規定 を整備する必要がある。 地方税法の改正に伴い、規定 を整備する必要がある。 地方税法の改正に伴い、規定 を整備する必要がある。 市 民 部 で変にする条例 地方税法の改正に伴い、規定 を整備する必要がある。 地方税法の改正に伴い、規定 を整備する必要がある。 地方税法の改正に伴い、規定 を整備する必要がある。 児童福祉法等の改正に伴い、規定 を整備する必要がある。 児童福祉法等の改正に伴い、規定 を整備する必要がある。 アども若者部を改正する条例 西東京市家庭的保育事業等の設 児童福祉法等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。 アども若者部を改正する条例 西東京市乳児等通園支援事業の お条例の一部を改正する条例 西東京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 西東京市な課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 アンドも著書部 で変といる条例の一部を改正する条例 地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。 西東京市立公園の使用料の などり環境部		正予算(第8号)	規定による。	
2 正する条例	2	西東京市手数料条例の一部を改	建築基準法施行令の改正に	企 画 部 (まちづくり部)
西東京市印鑑条例の一部を改正 する条例		正する条例	伴い、規定を整備する必要があ	
3 する条例 い、規定を整備する必要があ 市 民 部 る。			る。	
西東京市後期高齢者医療に関す	3	西東京市印鑑条例の一部を改正	電気通信事業法の改正に伴	
<ul> <li>西東京市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 を整備する必要がある。 市民 部</li></ul>		する条例	い、規定を整備する必要があ	市民部
<ul> <li>る条例の一部を改正する条例 を整備する必要がある。 市 民 部</li></ul>			る。	
2条例の一部を改正する条例   2を整備する必要がある。   地方税法の改正に伴い、規定   表条例   地方税法の改正に伴い、規定   を整備する必要がある。   児童福祉法等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。   児童福祉法等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。   子ども若者部を改正する条例   四東京市家庭的保育事業等の設定を整備する必要がある。   子ども若者部の変形で変更に関する基準を定める条例の一部を改正する条例   児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。   子ども若者部の変形で変更に関する基準を定める条例の一部を改正する条例   児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。   子ども若者部の変更に関する基準を定める条例   アども若者部の変更に関する基準を定める条例の一部を改正する条例   児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。   子ども若者部を変更の変に関する基準を定める条例の一部を改正する条例   児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。   子ども若者部を変更のないます。   アとも若者部を変更のないます。   アとも若者部を変更のないます。   アとも若者部を変更のないます。   アとも表表的   本を改正する条例   本を改正する条例   本で変更により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。   本により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。   西東京市立公園条例の一部を改更ないます。   本により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。   本により、公の施設の管理を可能を表します。   本により、公の施設の管理を表します。   本により、公の施設の管理を表します。   本により、公の施設の管理を表します。   本により、公の施設の管理を表します。   本により、公の施設の管理を表します。   本により、公の施設の管理を表します。   本により、公の施設の管理を表します。   本により、公の施設の管理を表します。   本により、公の施設の管理を表します。   本により、公の施設の表します。   本により、なりの表します。   本により、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり	4	西東京市後期高齢者医療に関す	地方税法の改正に伴い、規定	市民部
<ul> <li>する条例         西東京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         西東京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         西東京市和児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         西東京市が課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         西東京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         西東京市な課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例         西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例         西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例         西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例         西東京市スポーツ施設条例の一部を改善する必要がある。</li></ul>		る条例の一部を改正する条例	を整備する必要がある。	
世のでは、	5	西東京市市税条例の一部を改正	地方税法の改正に伴い、規定	市民部
<ul> <li>び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部 を改正する条例</li> <li>西東京市家庭的保育事業等の設 児童福祉法等の改正に伴い、 規定を整備する必要がある。 子ども若者部 の条例の一部を改正する条例</li> <li>西東京市乳児等通園支援事業の 設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例 西東京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 おる条例の一部を改正する条例 アジャン といりでは、 関連を整備する必要がある。 アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		する条例	を整備する必要がある。	
日本の表別の一部を改正する条例の一部を改正する条例  「西東京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  「西東京市乳児等通園支援事業の」との登録を選出している。  「おりますのでは、関する基準を定める条例の一部を改正する条例  「西東京市が課後児童健全育成事業のの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」でである条例の一部を改正する条例  「西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」である。  「おりますを表別である。」である。  「おりますでは、関する基準を定める条例の一部を改正する条例」である。  「おりますでは、関する基準を定める条例の一部を改正する条例」では、関する基準を定める条例の一部を改正する条例  「西東京市スポーツ施設条例の一部を改善である。」では、関すると関係を改める必要がある。  「本で表別である。」では、対象の関係で、対象により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。  「本におり、公の施設の管理を行わせる者を指定する。」  「本に対象ので、関する基準をである。」では、対象の関係を改善している。  「本に対象ので、関する基準をである。」では、対象に対象の関係を改善している。  「本に対象ので、関係の一部を改善している者を指定する。」  「本に対象ので、対象に対象ので、対象の対象ので、対象に対象ので、対象に対象ので、対象に対象ので、対象に対象ので、対象に対象の対象ので、対象に対象の対象ので、対象に対象ので、対象に対象ので、対象に対象の対象に対象の対象ので、対象に対象の対象ので、対象に対象の対象に対象の対象に対象の対象の対象ので、対象に対象の対象の対象の対象の対象に対象の対象の対象が対象の対象の対象に対象の対象に対象の対象が対象の対象に対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象に対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対	6	西東京市特定教育・保育施設及	児童福祉法等の改正に伴い、	
関する基準を定める条例の一部を改正する条例 西東京市家庭的保育事業等の設 児童福祉法等の改正に伴い、 規定を整備する必要がある。 子ども若者部 名条例の一部を改正する条例 四東京市乳児等通園支援事業の 児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。 子ども若者部 のる条例の一部を改正する条例 西東京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 「児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。 子ども若者部 を定める条例の一部を改正する条例 「四東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例 「西東京市スポーツ施設の別」生活文化 場時間等を改める必要がある。 スポーツ部 ま伏見コミュニティセンターの指定管理者の指定について 「地方自治法第244条の2第3」項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。 西東京市立公園の使用料の みどり環境部 カンドの環境部 カンドの環境 カンドの環境 かった カンドの環境 かった カンドの は		び特定地域型保育事業の運営に	規定を整備する必要がある。	子ども若者部
西東京市家庭的保育事業等の設 備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例         児童福祉法等の改正に伴い、 規定を整備する必要がある。         子ども若者部           8 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。         子ども若者部           9 変の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。         子ども若者部           9 変の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。         子ども若者部           10 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例         西東京市スポーツ施設の開生活文化スポーツ部         生活文化スポーツ部           11 指定管理者の指定について         地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。         生活文化スポーツ部           12 西東京市立公園条例の一部を改置を行わせる者を指定する。         西東京市立公園の使用料のみどり環境部		関する基準を定める条例の一部		
7 備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       規定を整備する必要がある。       子ども若者部         8 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。       子ども若者部         9 産の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。       子ども若者部         9 産の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。       子ども若者部         10 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例       西東京市スポーツ施設の開場を改進の必要がある。       本がも書籍を改める必要がある。         11 指定管理者の指定について       地方自治法第244条の2第3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。       生活文化スポーツ部         12 西東京市立公園条例の一部を改置を行わせる者を指定する。       西東京市立公園の使用料ののより環境部		を改正する条例		
3条例の一部を改正する条例       児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。       子ども若者部         9	7	西東京市家庭的保育事業等の設	児童福祉法等の改正に伴い、	
8       西東京市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。       子ども若者部         9       西東京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。       子ども若者部         10       西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例       西東京市スポーツ施設の開場時間等を改める必要がある。       生活文化スポーツ部         11       事代見コミュニティセンターの指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 理を行わせる者を指定する。       地方自治法第244条の2第3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。       生活文化スポーツ部         12       西東京市立公園条例の一部を改置を行わせる者を指定する。       西東京市立公園の使用料のなどり環境部		備及び運営に関する基準を定め	規定を整備する必要がある。	子ども若者部
8       設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       定を整備する必要がある。       子ども若者部         9       西東京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。       子ども若者部         10       西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例       西東京市スポーツ施設の開場を改める必要がある。       生活文化スポーツ部         11       事伏見コミュニティセンターの指定でより、公の施設の管理を行わせる者を指定する。       生活文化スポーツ部         12       西東京市立公園条例の一部を改進を行わせる者を指定する。       本どり環境部		る条例の一部を改正する条例		
9       西東京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。       子ども若者部を定める条例の一部を改正する条例         10       西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例       西東京市スポーツ施設の開場では、場時間等を改める必要がある。       生活文化スポーツ部場により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。         11       指定管理者の指定について理を行わせる者を指定する。       理を行わせる者を指定する。         12       西東京市立公園条例の一部を改置、西東京市立公園の使用料のなどり環境部の表とり環境部	8	西東京市乳児等通園支援事業の	児童福祉法の改正に伴い、規	
9       西東京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。       子ども若者部を定める条例の一部を改正する条例         10       西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例       西東京市スポーツ施設の開場では、カーツ部場では、カーツ部場では、カーツ部場では、カーツ部の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。       生活文化スポーツ部場では、カーツ部の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。         12       西東京市立公園条例の一部を改置を行わせる者を指定する。       西東京市立公園の使用料のカーの表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり環境部の表とり表して、またのまたのまたのまた。またのまたのまたのまたのまたのまた。またのまたのまたのまたのまたのまた。またのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまた。またのまたのまたのまたのまた。またのまたのまたのまたのまた。またのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまた。またのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのま		設備及び運営に関する基準を定	定を整備する必要がある。	子ども若者部
9       業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       定を整備する必要がある。       子ども若者部         10       西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例       西東京市スポーツ施設の開場では、フポーツ部場を改める必要がある。       生活文化スポーツ部場では、大きの規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。         11       指定管理者の指定について 理を行わせる者を指定する。       生活文化スポーツ部を改成の施設の管理を行わせる者を指定する。         12       西東京市立公園条例の一部を改成の一部を改成の使用料のなどり環境部		める条例の一部を改正する条例		
9 を定める条例の一部を改正する 条例  10 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例 西東京市スポーツ施設の開生活文化 部を改正する条例 場時間等を改める必要がある。 スポーツ部 東伏見コミュニティセンターの 地方自治法第244条の2第3 指定管理者の指定について 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。 西東京市立公園条例の一部を改 西東京市立公園の使用料の みどり環境部	9	西東京市放課後児童健全育成事	児童福祉法の改正に伴い、規	
を定める条例の一部を改正する 条例  10 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例  東伏見コミュニティセンターの指定について 地方自治法第244条の2第3 生活文化 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。  西東京市立公園条例の一部を改 西東京市立公園の使用料の みどり環境部		業の設備及び運営に関する基準	定を整備する必要がある。	子ども若者部
10       西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例       西東京市スポーツ施設の開場では、フポーツ部場を改める必要がある。       生活文化スポーツ部場を改める必要がある。         11       東伏見コミュニティセンターの指定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。       生活文化スポーツ部場を行わせる者を指定する。         12       西東京市立公園条例の一部を改画東京市立公園の使用料のなどり環境部		を定める条例の一部を改正する		1 C OVE 12 Hb
10 部を改正する条例   場時間等を改める必要がある。 スポーツ部   東伏見コミュニティセンターの   地方自治法第244条の2第3   生活文化   頂の規定により、公の施設の管   理を行わせる者を指定する。   西東京市立公園条例の一部を改   西東京市立公園の使用料の   みどり環境部		条例		
部を改正する条例   場時間等を改める必要がある。 スポーツ部   東伏見コミュニティセンターの   地方自治法第244条の2第3   生活文化   頂の規定により、公の施設の管   理を行わせる者を指定する。   西東京市立公園条例の一部を改   西東京市立公園の使用料の   みどり環境部	10	西東京市スポーツ施設条例の一	西東京市スポーツ施設の開	生活文化
指定管理者の指定について   項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。   西東京市立公園条例の一部を改   西東京市立公園の使用料の   みどり環境部		部を改正する条例	場時間等を改める必要がある。	スポーツ部
11 指定管理者の指定について 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定する。 理を行わせる者を指定する。 西東京市立公園条例の一部を改 西東京市立公園の使用料の みどり環境部	11	東伏見コミュニティセンターの		生活文化
理を行わせる者を指定する。     西東京市立公園条例の一部を改 西東京市立公園の使用料の みどり環境部		指定管理者の指定について	項の規定により、公の施設の管	
- 12			理を行わせる者を指定する。	, Hh
正する条例   額を改める必要がある。   っこう	12	西東京市立公園条例の一部を改	西東京市立公園の使用料の	みどり環暗部
		正する条例	額を改める必要がある。	ッか⊆ ソ ⁄來 ⁄兄 印

	西東京市立公園の指定管理者の	地方自治法第244条の2第3	
13	指定について	項の規定により、公の施設の管	みどり環境部
		理を行わせる者を指定する。	
14	市道路線の認定について (7路	道路法第8条第2項の規定	
$\sim$	線)	による。	都市基盤部
20			
21	市道路線の変更について (2路	道路法第10条第2項の規定	
•	線)	による。	都市基盤部
22			
	西東京市議会議員及び西東京市	公職選挙法施行令の改正に	
23	長の選挙における選挙運動の公	伴い、規定を整備する必要があ	選挙管理委
	費負担に関する条例の一部を改	る。	員会事務局
	正する条例		